

令和8年度（水委）第2号 多賀町上水道  
水道水（浄水）等水質検査業務委託  
特記仕様書

第1（基本事項）

1 目的

本委託業務は、水道法第20条に基づく定期の水質検査、臨時の水質検査、18条に基づく水質検査請求による水質検査および採水作業を目的とする。

2 適用範囲

本仕様書は、多賀町（以下「甲」という）が委託する「多賀町上水道 水道水（浄水）等水質検査業務委託」に関し、甲及び受託者（以下「乙」という。）が遵守すべき事項を示すものである。

3 業務の委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

第2（一般事項）

1 法令等の遵守

乙は、業務の遂行にあたり関係する法令等について、これを遵守する。

2 機密の保持

乙は、業務の遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

3 再委託の禁止

原則として、水質検査を受託した検査機関においては自ら水質検査を実施し、それが適さない場合は、甲乙協議の上決定すること。。

4 手続き等

乙は、業務の遂行上必要な手続き等は、乙の負担で行う。

5 疑義について

この仕様書に定めのない事項、又はこの仕様書について疑義が生じた場合は、甲、乙協議する。

第3（検査項目）

1 原水水質検査（定期の水質検査）

（1）検査項目及び検査頻度

別添(浄水の検査項目と検査頻度)のとおりとする。

(2)採水日程

月に1回検査することとし、日時は甲乙の協議の上決定する。

(3)採水場所

採水は甲乙により行うものとする。それぞれの採水場所は下記のとおり。

甲の採水場所

名 称	検 査 地 点
大君ヶ畑水源系列	大君ヶ畑集落内消火栓

乙の採水場所

名 称	検 査 地 点
多賀水源系列	多賀ささゆり保育園内給水栓
川相水源系列	川相出張所内給水栓
萱原水源系列	萱原グランド内給水栓
南後谷水源系列	佐目農集処理場内給水栓

(4)試料容器の準備

ア 乙は、別添の検査項目に対し、採水地点ごとに採水容器を用意する。

イ 採水容器の洗浄については、乙の責任において充分に行う。

(5)試料の運搬

乙は、甲の採水が終わり次第速やかに試料を引き取り、検査機関へ搬入する。試料は、クーラーボックス等に入れ氷冷し、破損防止の措置を施して運搬する。ただし、検査機関までの搬入時間は、最初の試料採水後、告示法で12時間以内に試験開始とされた検査が実施可能な時間内とする。

2 臨時の水質検査及び水質検査請求による水質検査

(1)検査項目及び検査頻度

検査を行う項目については、甲乙協議のうえ決定する。

(2)採水日時及び採水地点

採水日時、地点については、甲乙協議のうえ採水を行う。

(3)試料容器の準備

ア 乙は、必要な検査項目に対し、採水容器を用意する。また、臨時検査用の採水容器(全項目分)を2回分甲に貸与し、常備させることとする。

イ 採水容器の洗浄については、乙の責任において充分に行う。

(4)試料の運搬

試料は、クーラーボックス等に入れ氷冷し、破損防止の措置を施して運搬する。ただし、検査機関までの搬入時間は、最初の試料採水後、告示法で12時間以内に試験開始とされた検査が実施可能な時間

内とする。

#### 第4（検査方法）

##### 1 水質検査等

###### (1)検査方法

検査方法は、水質基準項目については「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成 15 年厚生労働省告示第 261 号(最終改正を使用))により行う。

また、水道水に供される水、水源の水及び飲用に供する井戸水以外の試料と前処理を含む同時分析を行わないものとする。

###### (2)数値の取扱い

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」(厚生労働省水道課長通知 平成 15 年 10 月 10 日付健水発第 1010001 号(最終改正を使用))に基づき実施する。

###### (3)速報値の報告

ア 原水の水質検査結果については、採水日から二週間以内に一次報告を行う。

イ 水道法第18条に基づく水質検査結果については、甲の指示する日までに報告する。

ウ 水質検査結果が水質基準値を超えた場合、又は前回調査時よりも著しく変化した場合は、水質検査項目ごとに直ちに甲に連絡する。

###### (4)再検査

甲は、水質検査結果等に疑義が生じた場合は、再検査を指示することができるものとする。この場合の費用は、甲乙協議のうえ決定する。

###### (5)器具類

水質検査に使用する器具類は、検査に影響を与えないよう十分に洗浄したうえで使用する。

###### (6)報告書の作成

ア 報告書には検査結果、水質基準値、定量下限値及び検査方法を記載する。

イ 検査結果以外にも、分析日時及び分析を実施した検査員を示した資料、分析条件、検量線(関係数も含む)、クロマトグラム並びに濃度計算書等、甲の要請に応じて速やかに提出できるように記録する。

##### 2 検査結果の信頼性確保

乙は、次の各項目に留意して検査結果の信頼性確保に努め、甲の要請に応じてその記録を速やかに提出する。

###### (1)検査体制の整備

水質検査結果は、検査責任者等によるチェックを行い、記録する。

###### (2)作業記録

ア 乙は、実際の作業においても、標準作業書に沿った記録を行う。

イ 乙は、日々実施した業務を作業日報として記録する。

(3) 機器の整備

乙は、分析に使用する器具、機械及び装置について、その使用に支障がないように整備し、記録する。また、常に適正な分析値が得られるよう、機器の自主点検を徹底するとともに、必要な定期点検を遅滞なく受け、記録する。

(4) 内部精度管理の実施

内部精度管理項目として相応しい水質検査項目について、年に一回以上、及び検査担当者が変更するごとに実施し、記録する。

(5) 検査試料の保存及び廃棄

検査試料の保存期間は、その期間の短縮について甲の指示又は了解があった場合を除いて、試料の採水日から1ヶ月間(土曜日、日曜日、祝祭日を含む。)とし、廃棄日を記録する。

保存期間終了後の検査試料は、関係法令を遵守して乙が廃棄する。

(6) 検査結果算出過程に作成した資料の保存等

検査結果を得るための記録類は、その保存期間の短縮について甲の指示及び了解があった場合を除き、5年間保存とする。

(7) 乙への立入検査

上記(1)～(6)の事項及び設備状況等について確認するため、甲(甲から委嘱を受けた専門家を含む)は、随時に乙への立入検査を実施できるものとする。